

令和元年第2回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

令和元年第2回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

令和元年10月29日（火）、令和元年第2回秋川流域斎場組合議会定例会は、
ひので斎場会議室に招集された。

10月29日（火曜日）

1. 出席議員（12名）

1番	辻 よし子	8番	折田 眞知子
2番	中村 一 広	9番	濱中 直 樹
3番	たばた あずみ	10番	清水 満 男
5番	村野 栄 一	11番	峰岸 茂
6番	中嶋 博 幸	12番	小峰 陽 一
7番	加藤 光 徳	13番	澤本 幹 男

2. 欠席議員（0名）

3. 会議録署名議員

12番	小峰 陽 一	13番	澤本 幹 男
-----	--------	-----	--------

4. 出席説明員

管理者	橋本 聖 二	担当課長	坂井 岳
副管理者	村木 英 幸	担当課長	内倉 厚
副管理者	坂本 義 次	担当課長	久保嶋 光 浩
副管理者	河村 文 夫	担当課長	坂村 孝 成

5. 事務局職員

事務局長	鈴木 忠 彦	係 長	峯尾 元 久
主 任	青木 哲 次		

令和元年第 2 回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 令和元年 10 月 29 日（火）午前 10 時開議

場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		秋川流域斎場組合議会議長の選挙
日程第 2		議席の指定
日程第 3		会議録署名議員の指名
日程第 4		会期の決定
日程第 5		諸般の報告
日程第 6	議案第 10 号	平成 30 年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 11 号	令和元年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第 1 号）について

議事案件

議事日程

- 日程第 1 秋川流域斎場組合議会議長の選挙
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第 10 号 平成 30 年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 11 号 令和元年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第 1 号)について

午前 10 時 00 分 開会

○副議長（清水満男議員） 皆さん、おはようございます。

着座にて失礼させていただきます。

本日は公私お忙しい中、斎場組合議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

副議長を務めさせていただいています檜原村議会の清水と申します。

ただいま事務局長が説明したとおり、私が議長選挙までの限られた時間ではございますが、議長の職務を務めさせていただきますので、議員各位のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

さて先般、あきる野市におかれましては市長選挙が執行され、当選の栄を担って村木市長が就任されました。

また、日の出町におかれましても 8 月に町議会選挙が執行され、加藤光徳議員、折田眞知子議員、濱中直樹議員が議席を得られ当組合議員に選出されました。誠にめでたうございます。

なお、9 月 28 日、当組合議員でありました、あきる野市の村木議員が辞職されたことにより、新たに、あきる野市議会より村野栄一議員が選出されております。

それでは、ここで副管理者に就任されました、あきる野市村木市長、並びに、新たに当組合議員に選出されました議員の皆様にご挨拶をお願いしたいと思います。

はじめに、村木副管理者をお願いいたします。

○副管理者（村木英幸市長） 村木英幸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（清水満男議員） 次に、日の出町から選出の加藤議員から順次お願いいたします。

○議員（加藤光徳議員） 皆さんおはようございます。8 月 25 日執行の町議会議員選挙で、五たび当選することができまして、またこの構成議員として戻ってくることができましたので、どうぞよろしくお願い致します。

○議員（折田眞知子議員） 日の出町の折田眞知子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（濱中直樹議員） おはようございます。日の出町の濱中直樹です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（清水満男議員） 次に、あきる野市から選出の村野議員にお願いします。

○議員（村野直樹議員） あきる野市議会の村野です。よろしく申し上げます。

○副議長（清水満男議員） ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、日程第 1 の議長選挙でございますが、当組合では、議長は日の出町、副議長は檜原村、議員選出監査委員は奥多摩町から選出されることが、平成 26 年 5 月開催の秋川流域市町村議会正副議長会で確認され、また、組織市町村各議会の全員協議会において承認をされております。

これに従いまして進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(清水満男議員) ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

また、本会議の議長の指名推薦の方法は、副議長の発議により行いたいと思いますので、ご承知願いたいと思います。

これより本会議に移りたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和元年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

※

○副議長(清水満男議員) 日程第1「秋川流域斎場組合議会議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(清水満男議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(清水満男議員) ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に、加藤光徳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました加藤光徳議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(清水満男議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加藤光徳議員が議長に当選されました。

加藤光徳議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条の規定により告知いたします。

それでは、加藤光徳議員に自席から議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長(加藤光徳議員) ただいま副議長から指名推薦いただきました日の出町の加藤と申します。秋川流域斎場組合議会の議長という大役を仰せつかりました。ぜひ秋川流域斎場組合のますますの発展と充実について努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長(清水満男議員) ありがとうございます。

これをもちまして、私の議長代理の任務は終わりました。

新議長の加藤光徳議員と議長を交代いたします。

大変ありがとうございました。

※

- 議長（加藤光徳議員） それでは早速、会議を進めさせていただきます。
日程第2「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。
ただいまの着席どおりの指定といたします。

※

- 議長（加藤光徳議員） 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において
12番 小峰陽一議員
13番 澤本幹男議員、
を今会期中、指名いたします。

※

- 議長（加藤光徳議員） 日程4「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

※

- 議長（加藤光徳議員） 日程5「諸般の報告」をいたします。
管理者、橋本聖二町長。

- 管理者（橋本聖二町長） おはようございます。

ただ今、議長のご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は、令和元年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、今回の19号台風で各地区、大変な被害を受けて、特に多摩西部、とりわけ西多摩4市町村につきましては、堤防の崩壊あるいは家屋の浸水など、甚大な被害を受けている状況下の中ではございますが、ご多忙の中でもございますが、ご理解を賜り、本日はご出席を賜り誠にありがとうございます。また、開会ができますことを心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先ほど副議長から紹介、また、それぞれに自己紹介がございましたが、8月には日の出町議会選挙、10月にはあきる野市長選挙が行われ、めでたくご当選の栄をはたされました、あきる野市の村木市長はじめ、日の出町の加藤議員、折田議員、濱中議員には、改めて心からお喜びを申し上げます。また、あきる野市から新たに村野議員が当組合議員に選出されたということでございます。

先ほどの議長選挙では、加藤光徳議員に再度議長をお務めいただくこととなり

ました。正副議長はじめ議員の皆様方におかれましては、今後とも本組合の運営に対しましてご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

さて、「思い出を語るロマンの杜 ひので斎場」も平成13年4月の供用開始以来、現在に至るまで順調に稼働し、皆様方にご利用いただいているところでございます。

それでは、諸般の報告を申し上げたいと存じます。

まず、資料でもお示しをさせていただいておりますが、本年度前期の施設利用状況を報告させていただきます。

まず、火葬の利用件数でございますが668件、前年度同時期と比較いたしまして9件の減でございました。使用料を比較いたしますと、組合外の利用者が多かったことから、53万1千円の増となっております。

式場の利用につきましては219件で、前年度同時期と比較いたしますと1件の増となっております。使用料を比較いたしますと、前年と比べて一日葬が多かったことにより、106万円の減となっております。

次に本年度の事業でございますが、当斎場も供用開始から19年目を迎えたところであり、ここに至るまで、長期修繕計画に基づき施設あるいは設備の修繕等を行ってきたところでございますが、本年度におきましても、高圧受変電設備の改修工事をはじめとし、計画に基づいた工事あるいは修繕を順調に進めているところでございます。

また、来年度には供用開始から20年目を迎えることから、本年度、既存の修繕計画の見直しを進めているところであり、昨年度増設した火葬炉をはじめ、霊柩車や祭壇などの備品の更新も視野に入れた計画を策定するため、調査を進めているところでございます。

最後に、本日ご提案申し上げている案件につきましては、平成30年度決算認定及び令和元年度補正予算を提出させていただいております。後ほど議案の内容につきましてご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶並びに諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤光徳議員） 大変ありがとうございました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第6 議案第10号「平成30年度 秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第10号 平成30年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

決算書の18ページをご覧くださいと存じます。

平成30年度における秋川流域斎場組合会計の歳入総額は2億9633万4千円で、同じく、歳出総額は2億7614万4千円となり、歳入歳出差引額は2019万円でございます。実質収支額につきましても2019万円でございます。

細部につきましては、平成30年度歳入歳出決算書及び事務報告書のとおりでございます。このあと、事務局より詳細につきましてご説明をさせていただきます。

なお、令和元年8月15日、当組合の監査委員であります山本委員と小峰委員により決算審査を行っていただいたものがございます。当日は、会計伝票・契約書・預金通帳等を、丁寧かつ慎重に審査いただき、別紙のとおり、適正であるとの意見書を提出いただいております。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（加藤光徳議員） ありがとうございます。

続いて、組合事務局より、歳入歳出決算の詳細についての説明を求めます。鈴木事務局長。

○事務局（鈴木忠彦局長） それでは私から、歳入歳出決算につきまして、議案書と一緒にお配りいたしました歳入歳出決算議案付属資料の中、平成30年度秋川流域斎場組合決算の概要に沿ってご説明を申し上げます。

まず1ページでございます。

決算の概要でございますが、平成30年度秋川流域斎場組合決算は、歳入総額2億9633万4千円で前年度比3241万5千円、12.3%の増、歳出総額は2億7614万4千円で前年度比3105万6千円、12.7%の増となり、歳入歳出差引は2019万円となりました。

このページの中段には、過去からの決算の推移を掲載させていただいております。

また下段には、過去からの主な臨時的な事業を掲載してございます。

次に2ページになります。

歳入の状況でございます。歳入の主な内容は、組織市町村負担金が1億6000万円で前年度と同額、使用料及び手数料は、6748万円で前年度比321万8千円、5.0%の増となりました。また、長期修繕計画に基づく火葬炉増設工事などの経費として建物設備整備基金より5000万円の繰入を行い、繰入額は前年度より2800万円の増となりました。

このページでは歳入の前年度との比較、中段には過去からの歳入の推移を掲載してございます。下段には、歳入に係るそれぞれに構成比を掲載してございます。

次に3ページでございます。

組織市町村負担金でございますが、組織市町村負担金は、1億6000万円で前年度と同額となりました。負担金は、26年度より1億6000万円を据え置き、今後予定される長期修繕計画に基づく大規模改修に備えることとしております。

このページでは組織市町村負担金の過去からの推移、また、下段では平成30

年度の組織市町村ごとの負担金内訳を掲載してございます。

次に4ページになります。

斎場使用料でございます。斎場使用料は6738万円で前年度比322万2千円、5.0%の増となりました。このうち火葬場使用料は、1910万円で前年度比4万8千円、0.3%の減、式場使用料は、4828万円で327万円、7.3%の増となりました。火葬件数は、1,440件で前年度より7件の減、式場利用件数は、466件で26件の増となりました。全体に対する組織市町村の利用割合は、火葬が約93.3%、式場が約94.2%となっております。

このページでも過去からの斎場使用料の推移、下段には30年度の組織市町村ごとの利用件数を掲載してございます。

次に5ページ、歳出の状況でございます。

歳出のうち総務費は、建設設備整備基金積立に2646万円の積立てをするなど、421万3千円の増となりました。衛生費は、火葬炉増設工事に3996万円を支出するなど工事請負費全体では6396万4千円で2376万6千円の増となったほか、法定費用や経常的な委託料などの支出となりました。

このページでは歳出の前年度との比較、それと歳出の過去からの推移を掲載しております。

次に下の、歳出の主なものでございます。まず下段の一般職人事管理経費でございます。一 一般職人事管理経費は、事務局職員4名に係る人件費3432万2千円で、前年度比143万7千円、4.4%の増となりました。主な増額の理由は、職員の異動に伴う扶養人数の増によるものでございます。

次に6ページになります。

燃料費・光熱水費でございます。斎場の火葬炉及び空調設備の燃料には灯油が使用されており、年間使用量は約10万ℓ～11万ℓとなっております。30年度の燃料費は985万7千円、89万7千円の増、電気料等に係る光熱水費は1049万9千円、37万6千円の増となりました。

次に工事請負費でございます。30年度は長期修繕計画に基づく火葬炉増設工事3996万円をはじめ、32年度に更新を計画していた火葬棟吸収冷温水発生器の劣化が進んでいることから、前倒しして更新工事1404万円を実施するなど、工事費全体では6396万4千円、2376万6千円の増となりました。

次に基金の状況でございます。当斎場組合では、20年度に秋川流域斎場組合建物設備整備基金を設置、24年度には長期修繕計画策定業務を実施し、計画的な大規模改修による施設の維持と安定的運営を図ることとしています。30年度は、火葬炉増設工事及び火葬棟吸収冷温水発生器更新工事に5000万円を充当する一方、新たに2646万円の積立てを行い、基金の年度末現在高は7537万4千円となりました。

下には、過去からの基金の推移を掲載してございます。

次に7ページになります。

組合債の状況でございます。30年度の公債費は5188万1千円で、全て東京都

区市町村振興基金からの借り入れに対する償還となっています。借入件数は5件、借入総額は8億2800万円に対し、30年度末現在高は2億1859万8千円となっています。

主な借り入れの目的は、火葬場及び斎場建設事業経費のほか、21年度には連絡通路建設経費1億6700万円、25年度には循環組合からの用地買収経費8200万円となっております。

下には組合債の現在高の推移を掲載してございます。

次に下の段でございます。今後の償還予定でございますが、今後の償還予定は、令和元年度末及び令和2年度末に各1件の償還が終了し、令和3年度より残り2件分、各年度約1500万円の償還となり、令和11年度末で更に1件の償還が終了し、令和15年度末で全ての償還が完了する予定となっています。下には今後の償還予定を掲載してございます。

最後に8ページになります。

財政運営の展望でございます。秋川流域斎場組合の歳入予算は、組織市町村からの負担金と斎場使用料がその大部分を占めています。組織市町村負担金は、平成26年度より1億6000万円を据え置くことといたしました。また、斎場使用料につきましては、人口構成の高齢化により火葬場利用件数は中期的に増加傾向にあると考えられますが、式場利用については近年多様な式形態があることから今後の式場利用状況の推移を注視する必要があります。

一方、歳出については、長期修繕計画に基づく改修工事等を計画的に実施するとともに、令和2年度で供用開始後20年目を迎えることから、これらの工事と併せて備品等の入れ替えなども行う必要があります。引き続き経費の削減に最大限の努力を払うとともに、建設設備整備基金への計画的な積立てとその運用を図ることとします。

また、組合債の償還は平成30年度から令和2年度末にかけて各1件が終了し、令和3年度から2件分の償還となり、各年度約1500万円の償還に減額となります。

これらのことを総合的に勘案し、施設改修等に伴う支出の増加に対応しながらも、組織市町村負担金については、当分の間について現行予算の範囲内を維持するよう最大限の努力を継続してまいります。

下には、長期修繕計画に基づく基金充当工事实績及び今後の見込ということで掲載をしてございます。

説明は以上でございます。

- 議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。
- 1番（辻よし子議員） それでは何点か質問をさせていただきます。

1点目は、長期修繕計画になります。今ご説明いただきましたとおりだと思います。決算の概要の2ページの歳入状況、それから参考資料など見ますと、全体の歳入に占める使用料とそれから負担金の割合、これは比較的安定しているなど思いました。今後の長期修繕計画ですけれども、今ご説明があったように当分の

間はこのままでいけるという、要するに負担金を増やさずにいけるということなんですけれども、ちょっと具体的なところが見通せないなというふうに感じております。

長期修繕計画においては、今年度、委託料を払ってこれから計画が出てくると思うんですけれども、平成 29 年度決算の概要のときにも長期修繕計画というのが示されているんですね。その中に書かれている工事の内容と、それから今回いただきました決算概要に書かれている工事の内容と、基金の充当工事の内容がちょっと変わってしまっていて、単に工事の名称が変わったのか、あるいは工事が不要なくなったのか、新たな工事が出てきたのか、非常にわかりにくいんですね。

今年度、委託をされているということですので、今後、長期修繕計画どうなっていくのか、過去のものとの照合というんでしょうか、がわかるような形でつくっていただきたいなと思います。質問というか意見なんですけれども、何かありましたらご説明をお願いいたします。

2 つ目の質問は、残骨灰の処理委託料についてです。決算書の 14、15 ページになります。第 3 款・衛生費、説明欄の斎場管理経費の真ん中辺の数字を見ると 1 と書いてあるのでわかりやすいと思うんですけれども、委託料が 1 千円、このことについてはずっと問題にしてきているかなと思います。それで、残骨灰の処理がこういう形で 1 千円で委託するという非常に何と言うんでしょうかアブノーマルな形というか、が続いていて、これに対しては国のほうもやはり問題だと感じているようで、昨年度でしょうか厚生省のほうで現状調査をする動きがあったと思います。

今年の 2 月の第 1 回定例会のときに、ひのでの斎場としては、そうした国の動きをきちんと把握していますか、それについてどのような検討をしていますか、という質問をしたんですけれども、残念ながら検討は進んでいないということでした。その中で幾つか批判も出て、じゃあ今後きちんと検討してまいりますというお返事でしたので、この間どのような検討をされたのか教えてください。それが 2 点目です。

それから 3 点目は、一般管理費についての質問になります。決算書の 12、13 ページになります。まず第 2 款・総務費、一般管理経費の説明欄の真ん中ちょっと下辺り、斎場使用台帳管理システムカレンダー更新作業委託料というのがあると思うんです。113 万 4 千円ですね。これは平成 30 年度に関しては補正予算で組まれたものだと思います。そのときにご説明をいただいて、平成 22 年に斎場の職員の方がご自分でエクセルでつくられたシステムだったと。その方が異動された後もメンテナンスはその方がやっていた。ところがその方が体調を崩されてメンテナンスができなくなったのでシステム会社に更新を委託することにしたという、そういう説明だったと思います。で、補正予算では 56 万 8 千円が計上されました。

そのときに、もともと職員の方がエクセルでつくったものなんだから、56 万円もかけなくてもできるんじゃないかと。それから、業務の継続性といった点でど

うなのか、といういろんな意見もこの議会で出されたと思います。しかし、そのまま計上されました。そして今年度、平成 31 年度は消費税分も上乘せして 57 万 8 千円が計上されたと思います。そのときにも同じような議論がありました。

そうした中で決算書を見てみると、113 万 4 千円ということで倍近くに決算、なっているということで、これ一体どういうことなのかということでご説明ください。

それから、同じところの少し上です。ホームページ更新委託料、これは当初予算では 10 万円だったものが 3 万 9 千 999 円ということで、安いのはよかったんですけども、ちょっとホームページを拝見させていただくと、例えば当初予算、これ当然 31 年度の当初予算も載っていないやいけないと思うんですけども、29 年度で止まっているんですよ。安くなるのはいいにしても、更新がきちんとできてないということで、これはしっかりやってもらわないと困ると思いますので、その辺、ご説明をお願いいたします。

それから、そのもう少し上になります。例規集追録料 38 万 4 千 480 円。これについても議会ですらちょっと問題になりました。当初予算が 20 万円、そして補正で 33 万 3 千円の追加がされたんだと思います。総額が 53 万 3 千円。この例規集、これを追録するのにそんなにお金がかかるのかということが議論になりました。このときに、実は例規集追録料と書いてあるけれども、例規集だけではなくて他のものにもかかっているんだというご説明がありました。

そういった経緯があったんですけども、結果的に 38 万 4 千 480 円にしかならなかったということで、これはどういうことなんだろうということなんです。

それから最後、事業報告書のほうに出ているんですけども、先ほど光熱水費の説明がありましたが、この中で電気代なんですけれども、前年度と比べて電気代の単価が 1 割近く高くなっているんですね。どういう理由で単価が 1 割近くも高くなってしまったのか、その辺のご説明をお願いいたします。以上です。

○議長（加藤光徳議員） 鈴木事務局長。

○事務局（鈴木忠彦局長） まず、長期修繕計画でございます。辻議員のおっしゃるとおり、本年度、長期修繕計画については、来年度がちょうど 20 年目を迎えるということでございますので、昨年来、少しお話をしていましたが、長期修繕計画の中でも前倒しして工事を進めたもの、また、もう少し延ばせそうだなと考えているものもございました。その辺の整理をするのと含めて、前年度増設をした火葬炉なども、火葬炉に関しては既存の修繕計画には入ってございませんでしたので、ちょっとその辺入ってなかったのはどうしてなのかわからないですけども、その辺今後かなりお金がかかってくるのかなということで、その辺を今、調査をしているところでございます。

それから備品に関しても、修繕計画でございますので備品のことは特に入ってございませんでしたが、ここにある霊柩車等も開設当時から使っているもので、もう今年で 19 年目ということでございます。距離数はあまり乗ってないので状態としては相当いい状態で乗っておりますが、永遠に使えるわけではないという

ことを考えております。部品の供給もなくなることがくることになると思いますので、何かあったときに利用者にご迷惑がかかってしまうということで、ある程度の年数を考えて更新を計画していきたいというところも考えているところでございます。いずれにしても昨年までの更新計画については、ご指摘のとおりわかりにくいところがあったかと思えますけれども、その辺も加味して、また備品等も視野に入れて、計画を再度つくり直すというように考えているところでございます。

それから、2つ目の残骨灰のことでございます。決算書で1円ということを出ているということで、前回の議会でも、その前でも、ご指摘を受けてございます。辻議員おっしゃるとおり、厚生労働省のほうで、30年の7月ですか調査を行って、前回の議会、2月のときにはまだ調査の結果もなかなか入手できなくて申し上げられなかったんですけれども、その辺の結果のほうも厚生労働省に問い合わせ、東京都を通じて、福祉保健局を通じて調査の結果も入手してございます。その内容についてまとめてございますけれども、一応そんな調査をしてございます。

そんな中で、残骨灰を売却して収入にしている自治体、これも確かに幾つかあります。中には残骨灰を売却しておりましたが、住民からの批判によって売却をやめたというような自治体もあるようでございます。これについては調査の結果、なかなか売却等不透明なところもあるのは皆さん苦慮しているところですが、やはり売却を行えないような状態で、今のところ契約の方法を変えることはない、見直すことはないということが80自治体、これ全体のところを申しますと、後先になって申し訳ないですけれども、火葬炉調査、残骨灰調査ということで、火葬炉の調査と残骨灰の調査を一緒に行ったようでございます。火葬炉のほうは今後火葬の件数が増えていく見込みなのか、一時的に増えているけれどその後は減っていくとか、そういう調査でございます。それから、増えるというところは、火葬炉これからどうするのかと、火葬場を建設する、あるいは現在の火葬炉の稼働率を上げるとか、そういうような調査でございます。

ご指摘の火葬炉の調査の結果の概要ですけれども、全国141自治体に、調査対象は豪雨等に被災した自治体を除く全国の自治体の中から抽出し、141自治体に調査を行ったそうでございます。その中で先ほどの火葬炉の調査は98自治体の回答があったそうです。それから残骨灰調査については94自治体の回答があったということでございます。

その調査の結果を申し上げたいと思えますけれども、火葬炉調査の結果については、今後概ね30年程度先までの火葬場の需要見込みについてということで、増加すると答えた自治体が44自治体あったようです。短期的には増加するが、その後減少するというところが37自治体あったようでございます。私どもの斎場についても社人研の調査をもとに推計すると、2030年前後がピークになるのではなかろうかというふうに考えております。その後は少し死亡者数も減ってくるのかなというところで考えています。

それから、増加するまたは短期的には増加する、その後減少すると回答した自

自治体における方策についての問いに対しては、火葬炉を増やして対応するというのが9自治体、炉の稼働率を上げることにより対応するが35自治体、火葬炉を増やして対応するが2自治体、近隣自治体に共同設置の火葬場を設置し、それを活用するが1自治体、現時点では何とも言えない31自治体、その他というのが13自治体、回答がなかったのが1自治体ということです。

それから、火葬待ちの状況についてということで、2日以上火葬待ちが頻繁に発生しているというところが5自治体、2日以上火葬待ちがまれに発生するというのが9自治体、火葬待ちが2日以上続くような事態が発生していないが70自治体ということでございます。当斎場においては、まれにですけれども2日ぐらいお待ちいただくことはあります。ただ、皆さん何日か入れなかったよということも聞かれるかもしれないですけれども、時間枠の中で全然空いてないということはほとんどありません。時間を選ばなければ2日待たないで入れる。時間を選ぶと3日、4日先になってしまうということもございます。

それから残骨灰のほうなんです、残骨灰の処理の主体等についてということでございます。火葬場が自ら処理を行っているというところが9自治体、処理業者に委託して処理をさせた後、処理業者に処理後の残骨灰及び有価物を売却させているというところが5自治体。処理業者に委託して処理させた後、処理後の有価物を返却させ、処理業者に処理後の残骨灰を保管させているが1自治体、処理業者に委託して処理させた後、処理業者に処理後の残骨灰及び有価物を保管等させているが66自治体ということで、処理業者に残骨灰を売却して処理させているが14自治体、回答がなかったのが1自治体ということでございます。

それから、処理業者に有価物を返却させている場合における有価物の取り扱いについてということで、これは6自治体ありますが、全てが売却しているということでございます。処理業者に残骨灰等を保管させている場合における入札状況については、1円または0円入札が3回以上あったが26自治体、1円または0円入札が1、2回程度あった5自治体、1円または0円入札はなかった25自治体、その他10自治体で、回答がなかったのが1自治体ということでございます。

残骨灰の最終的な処理状況でございますが、墓苑等で保管させているが70自治体、廃棄させているが2自治体、業者の最終処理状況は把握していないが8自治体、その他が15自治体、回答がなかったのが2自治体ということでございます。

残骨灰の処理に関する住民への周知については、周知しているが7自治体、周知していないが78自治体、その他が10自治体、回答がなかったのが1自治体ということです。

住民からの苦情、意見の有無ということでございますが、あるが8自治体、ないが88自治体ということです。

最後に、残骨灰の処理方法を見直す予定の有無ということで、見直す予定が14自治体、見直す予定はないが80自治体、回答がなかったのが2自治体というこ

とでございます。

調査の結果は概ねそういうことでございますけれども、近隣の斎場、青梅さんとか瑞穂さん、また八王子さんにも問い合わせ確認しております。やはりどこの自治体も、やってみなければわからないが住民感情のこともあるので売却には踏み切れないというところがございます。契約の方法も私どもの契約と同じような契約をしていることがわかりました。

当組合はじゃあどうするんだということで、結果は特に出ていないですが、遺族感情など非常にデリケートな部分もございますので、多くの自治体が売却を行っていない状況であるというふうに認識しております。死者に対する尊厳については時代とともに変化していくことも考えられますので、当斎場においては近隣斎場の動向を注視していくとともに、遺族感情にも考慮し慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。残骨灰については以上でございます。

それから、ホームページの更新委託料3万9千999円ということでございます。これは更新がしていなかったのは、すぐにでも更新をさせていただきたいと思えます。こちらの手落ちということになるかと思えます。

それからホームページの更新、条例の改正があったときとか使用料の、前回、臨時会でもお諮りした条例の改正とかそういうときにも、内容に変更があるときにはお願いしたりとか、今回も火葬料とか施設が変わったりするとその写真なんかも入れ替えをしているというところがございます。一応、その年にどんな改正があるか、変更しなくてはいけない部分が出るか、なかなか見込めないところもあるので、少し多めにとっているというところをご理解いただければと思います。結果的には3万9千999円ということになりました。

それからシステム台帳の話がございました。辻議員おっしゃるとおり前回説明をさせていただきました。補正で56万7千円程度の補正をさせていただきました。補正をさせてもらった部分は30年度ですけれども、31年度に向かうところの補正でございます。31年度の台帳をスタートするには30年度中に台帳のほうを更新しないと31年度はスタートできないというところで補正をして、更新をさせていただきました。

金額が113万4千円、倍になっているということでございますが、これは30年度になったときに、辻議員がおっしゃられたとおり職員が体調を崩されて、更新ができないと進まないということで、補正の前に30年度をスタートさせなければいけなかったんで、30年度分は予備費を充用させていただいてスタートを切りました。その時点では職員がまだ病気ではなかったんで、できると判断しておりましたので、その時点では当初予算には計上はしてございませんでした。

ただ、30年度が始まった時点でもう滞ってしまっていたものですから、すぐにでも直さなければいけないということで予備費を充用させていただいて、当初予算になかったもので予備費を充用させていただいてシステムの更新をしたということでございます。ということで倍になっているということは、30年度の部分の更新と31年度の準備の部分の更新で、2回分の113万4千円ということでご

ざいます。

ホームページ更新については、実質 3 万 9 千 999 円ということで、内容については更新は少なかったということです。それと、先ほど申し上げたように、更新されてなかった部分はこちらの手落ちでございますので、早速更新をさせていただければと思います。

それと例規集の追録でございます。これも予算は補正をさせていただきましたが、そのときも例規集だけではないよ、ほかの追録も入っているということで、ご指摘をいただきました。31 年度はそういうことで同じように例規集追録委託ということで組ませていただいておりますけれども、次回については、例規集等ということになりますが、その辺ではほかのものも追録が出ているということでございます。

また、金額についても、それだけかかるのかということでご指摘を受けましたので、本年度、追録、差し込みなんかも職員ができないかということで今、追録の業者のほうと話をしているところでございます。また 31 年度についてはまだありますけれども、その辺はできるかできないかということで今協議をしているところでございますので、うまくいけば少し落とせるのかなと考えてございます。

最後に、電気料の単価でございますけれども、電気料については上がっているのは単価のほうが上がっているということでございます。それはなぜかということでございますけれども、今年度の光熱水費全体では 1049 万 9 千 809 円、昨年度が 1012 万 3 千 155 円ということです。電気料にしますと今年度が 932 万 3 千 587 円、前年度が 887 万 1 千 825 円ということで約 45 万 1 千円の増となっております。これを電気を使った量を比較してみますと、30 年度が 370,424kw、29 年度が 385,939kw ということで約 15,000kw 使った量としては減っているんですね。ただ、ご指摘のとおり単価が上がっているということがございます。

燃料調整費というのがございまして、その部分が灯油とかガソリン代の部分も 30 年度はすごい高い単価に上がっております。その部分がかなり影響しているというところでございます。使った量としては、ワットの量としては下がっているんですけれども、単価が上がったということでございます。

それとあと、こういう大きな施設、月々の最大需要電力、一番上がったときの電力がございまして、そこが上がってしまうと基本料も上がってしまうと。全体に使った量が少なくても基本料が上ってしまうというようなことも、なかなか複雑なシステムになっておりますけれども、そんなところも加味して上がったということでございます。

説明がうまくいかないところもあるんですけれども、一応そんなところでございます。以上です。

○議長（加藤光徳議員） 1 番、辻議員。

○1 番（辻よし子議員） ご説明ありがとうございました。

まず長期修繕計画についてですけれども、以前のお話で、場合によっては 3 炉火葬炉を作り替えると 1 億 5000 万かかるかもしれないというお話もあって、今の

負担金のままいけるのかどうかという辺が各自治体の一番の関心事だと思いますので、そういったことも含めて、わかりやすい計画を早めというか今年度中ですけれども、作っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから残骨灰についてですけれども、これ、住民感情というお話なんですけれども、結局、1千円委託ということは業者が売っているわけですよ、貴金属を。住民感情があるのでそういう遺品を売るのはいかなものかといっても、要するに、ひのでの斎場として売るか業者が売るかということで、実際には売っているという事実がありますので、それだけで理由になるのかなというのはずうっと以前から疑問に思っております。

委託業者のほうに、残骨灰の中に占める金属類の量を報告を毎年させているはずなんですけれども、その金属量は変化があるのかどうか。その辺をあとで教えてください。要するに、住民感情があるからといって1千円で委託しているけれども、結局は業者のほうで、非常に例えば金属類が増えてきて収入になっているなんていう場合があったときには、じゃあそのままでもいいのかということになってまいりますので、ここの斎場は非常にきちんと業者のほうを選定して、金属がどのぐらいあるのかという報告もさせているということですので、その辺のチェックをしっかりしていただきたいということで、28年のデータはいただいているんですけれどもその後いただけてないので、変化があるのかどうか、把握しているところで教えてください。

それから、システムカレンダーのことなんですけれども、平成30年度は2年分あったというのはきょう初めて聞きました。要するに、補正予算に間に合わない分を予備費で出していて、それと、それから新たな補正予算でくっつけた2年分が平成30年度はあったということですね。今わかりました。それ予算というか、このことが問題になったときに、きちんと教えておいていただきたかったなと思います。これは意見だけです。

それからホームページのほうですけれども、これは仕様書のほうに、当然、予算とか決算というは毎年変わるものですから、そういう年度ごとに変わるものは更新するというのは当たり前で、それがきちんと、決算、予算の更新をすることが仕様書に書かれているのかどうか、書かれていなかったら事務局側のミスだと思いますので、次回からきちんとしていただきたいと。書いてあるのにやらなかったということは、これ業者の問題ですので、その辺は厳しき対応していただきたいなど。何かほかに突発的に起こったことがうまく載せられなかったというならわかるんですけれども、毎年更新すべきものがされてないというのは、どちらかにミスがあるのかなと思いますので、その辺、今、仕様書に載っているか載っていないかわからないようでしたら、あとで確認していただきたいなと思います。把握していらっしゃるかどうかは、あとで教えてください。

それから、例規集の追録料なんですけれども、ちょっとお話でよくわからなかったんですけれども、少しでも抑えられるように今工夫を検討しているということで、今回53万3千円の予算が38万4千480円に抑えられたというのは、たま

たま更新するものが少なくて結果的にこうなったということで理解しました。工夫した結果というわけでは今のところはないと。もし間違っていたら教えてください。

それから電気代のところですけども、燃料調整費というのは、これ全体なんじゃないですか。電気代に関して燃料調整費というのが、燃料調整費というのはほかの重油とかいろんなもの含めたもので、この電気代の単価に関わっているのかなと、ちょっと不思議に思ったんですけども、その辺、電気代の単価に燃料調整費というのが関わっているということであれば、そういうことだったら教えてください。

それから最後のところ、ちょっと気になることがあったんですけども、ピーク時のワット数がガンと上がったりすると基本料金が変わってしまうということで、トータルとしては前年度よりも使った電気量は少なかったわけですね。ところが高いお金を払ってしまっていると。それが何かピーク時に上がったことが影響してそうなっちゃっているのかどうかというのは、きちんと見ておいたほうがいいかなと思うんですよ、今後のためにも。ですのでその辺の原因を、先ほどの説明ではちょっとわかりにくいところがあったので、もう少しきちんと、なぜ単価が上がったのかということは把握しておいていただきたいなということです。

ちょっと意見と混じりましたけれども、お答えできるところはよろしく願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 鈴木事務局長。

○事務局（鈴木忠彦局長） まず残骨灰の金属量の件ですね。30年度のを今持っているんですけども、その前のもの今持ち合わせていなくて、金属量自体では年間で149.4キロ出ているということで、その前のものは今は持ち合わせてなくて、比較しなかったので一応そんなところで、多少増えている（「減っています」との声あり）。あっ、減っていますか、ということでございます。

ほかの業者とかに聞いてみますと、やはり今、金属量も減っているというのが一般的なようでございます。例えば歯に使われる金属なんかも今、若い人なんかはあまり金属は入れてないというところも聞いております。それがどのくらいのものかはちょっと把握してないんですけども、今後少し減ってくるであろうことは聞いているところです。この149キロ、大部分は棺とかに使われている金属とか、例えば歯とかそういうものではなくて、装飾品の鉄とかアルミとかそういったものとか、細かくはデータはもらってないですけども、そういうものがほとんどということでございます。

それから、ホームページの仕様書の件ですね。仕様書、今把握はしないんですけども、そのつど大まかな仕様になっていたなということは理解しているんですけども、その辺の決算書とかを載せる、載せない、そこまで仕様には確か入っていなかったような気がします。そんなところで、その辺も含めて、業者の責

任で載せなかったんだということは、こちらのミスというところでございます。

それから電気の燃料調整費、これは燃料調整費が電気代に含まれるんですね、燃料調整費というのは。燃料調整費というのは請求にもちゃんと入っています。一般の家庭と契約の方法が違いますので、含まれております。

ご承知のとおり、30年度ぐらいから原油がかなり高騰してしまっていてガソリンなどもかなり上がっている、灯油も今回上がってしまっています。灯油も使用量のほうは減っているんですね。減らして、節減のほうをした結果、使用料のほうは少し減っております。ただ灯油の単価、平均単価で1ℓ当たり十何円上がっているんですね、確か。なので、全体の使用料は減っても金額としては上がってしまうというようなことは出ております。

そんなところでよろしいでしょうか、以上です。

○議長（加藤光徳議員） よろしいですか。

○1番（辻よし子議員） はい。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第7 議案第11号「令和元年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第11号 令和元年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1819万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4027万8千円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、予算書の4ページ、5ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、前年度の繰越金が確定いたしましたことから、前年度繰越金に1819万円を追加し、2019万円とするものでございます。

次に歳出でございますが、総務費の一般管理費のうち、建物設備整備基金積立に1319万円を追加するほか、衛生費では備品購入費に500万円を追加するもので

ございます。この備品購入費につきましては、火葬棟 2 階の待合室 3 室を全て椅子席とするもので、1 室に 40 席程度の椅子、それに対応するテーブルの購入を計画するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第 2 回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会といたします。

午前 11 時 08 分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、ここに署名する。

令和元年 10 月 29 日

秋川流域斎場組合議長

秋川流域斎場組合議員

秋川流域斎場組合議員